

第4次 水巻町子ども読書活動推進計画

令和8年3月
水巻町教育委員会

はじめに

本に親しむことは、広い世界を知り、様々なことを感じ取る力や自ら考え行動することのできる人間へと成長していく重要なきっかけの一つです。子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに多様な文化や考え方を理解することができるようになります。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の休校や図書館の休館、国の GIGA スクール構想による児童生徒への一人 1 台端末の配備など、子どもを取り巻く読書環境は、急激に変化してきました。こうした状況のもと、子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、地域、学校等はもとより、社会全体における新たな対応が、一層重要となっています。

国は平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念を示しました。また、令和 5 年 3 月には「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動の推進を図っています。

一方、県でも、令和 5 年 12 月に福岡県子ども読書推進計画（第四次）を策定し、子どもの読書活動の環境整備に取り組むこととしています。

水巻町も、第 5 次総合計画で「子ども読書活動推進計画に基づく、子どもたちの育成」を掲げているほか、「みんなで育てよう水巻の子ども」をスローガンとする水巻町教育施策にも児童・生徒の読書活動の推進を盛り込むなど、子どもの読書活動推進に力を入れてきました。

この計画は、令和 8 年 3 月をもって第 3 次計画が満了することに伴い、これまでの取り組みを踏まえ、第 4 次計画として策定するものです。今後、この計画を基に子どもの読書活動推進に取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

水巻町教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
1.	計画の目的	
2.	計画の位置づけ	
3.	計画の期間	
4.	計画の対象	
5.	計画推進のための基本方針	
	基本方針1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	
	基本方針2 子どもの読書環境の整備	
	基本方針3 子どもの読書活動の普及と活動支援	
6.	計画期間内の成果指標	
第2章	第3次子ども読書活動推進計画の成果指標に対する評価・・・・・・・・	2
1.	図書館の蔵書（雑誌・視聴覚資料を除く）に占める児童書の割合	
2.	図書館の貸出冊数（雑誌・視聴覚資料を除く）に占める児童書の割合	
3.	こども読書週間（4/23～5/12）期間中ののべ来館者数	
4.	学校図書館における年間一人当たりの平均貸出数	
第3章	子ども読書活動推進のための具体的な方策・・・・・・・・・・	3
1.	国及び県の方針	
2.	令和7年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果	
3.	取り組みの主体別の方策	
	（参考資料）子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・	12

学校図書館と学校図書室の表記について

小・中学校では、本を集めている教室という意味から「図書室」と呼ぶことが一般的です。そのため、アンケートの中では、「学校図書室」としていますが、本計画では、法律（学校図書館法）上の名称である「学校図書館」を使っています。

1. 計画の目的

この計画は、子どもたち一人ひとりの読書に対する関心と意欲を高めるため、子どもの発達段階に応じた総合的な読書環境を整備し、読書を通じて、子どもの想像力や知性及び感性を豊かにし、成長過程における心の糧となるように子どもの成長を支えていくことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」第 9 条第 2 項に基づいて策定するもので、「第 5 次水巻町総合計画」に示されている水巻町における子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針を定めるものです。また、国の「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月）」及び「福岡県子ども読書推進計画（第四次）（令和 5 年 12 月）」を基本としています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの概ね 5 年間とします。

4. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、概ね 18 歳以下を対象とします。

5. 計画推進のための基本方針

これまで取り組んできた子どもの読書活動を推進するための 3 つの基本方針を維持しながら、国や県が示す新たな方針を踏まえ、その推進に努めていきます。

基本方針 1 子ども発達段階に応じた読書活動の推進

子どもの発達段階に応じて、家庭、地域、学校、幼稚園、保育所、町立図書館を含む行政機関などが相互に連携しつつ、主体的にそれぞれの役割に応じた取り組みを行うように努めていきます。

基本方針 2 子どもの読書環境の整備

子どもの読書に対する関心と意欲を高めるため、町立図書館及び学校図書館の環境整備と資料等の充実を図ります。中でもデジタル社会に対応した読書環境の整備や多

様な子どもたちに対する読書環境の整備に取り組みます。また、学校司書の資質向上を図るための活動を支援します。

基本方針3 子どもの読書活動の普及と活動支援

子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、その重要性や必要性について、講演会やイベントを通じて広く啓発活動を行うほか、読み聞かせボランティアと連携し、その活動を支援します。

6. 計画期間内の成果指標

第4次計画では、子どもの読書活動推進について以下のとおり数値目標を設定します。

不読率（1か月に本を1冊も読まない児童生徒の割合）

小学6年生 令和7年度 17.2%（県 32.0%）→ 令和12年度 16%

中学3年生 令和7年度 33.7%（県 47.4%）→ 令和12年度 32%

※水巻町の割合は、令和7年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果による

※福岡県の割合は、令和7年度全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙結果による

遠賀郡広域電子図書館を活用している町内小・中学校数

令和7年度 0校 → 令和12年度 全7校

ヤングアダルト（13歳～18歳）による年間貸出冊数

令和6年度末 1,725冊 → 令和11年度末 2,500冊

第2章

第3次子ども読書活動推進計画の成果指標に対する評価

第3次計画では、次の4つの成果指標（数値目標）を設け、取り組みを進めてきました。

1. 図書館の蔵書（雑誌・視聴覚資料を除く）に占める児童書の割合

目標値：令和6年度末 30%以上

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般書	107,646冊	107,748冊	108,372冊	109,041冊	109,616冊
児童書	43,916冊	44,739冊	45,499冊	46,015冊	47,123冊
割合	29.0%	29.3%	29.6%	29.7%	30.1%

2. 図書館の貸出冊数（雑誌・視聴覚資料を除く）に占める児童書の割合

目標値：令和 6 年度末 40%以上

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一般書	121,130	123,739 冊	146,404 冊	150,397 冊	147,508 冊
児童書	61,370	69,504 冊	84,374 冊	89,700 冊	88,056 冊
割合	33.6%	36.0%	36.6%	37.4%	37.4%

※団体貸出、相互貸借を除いた数

3. こども読書週間（4/23～5/12）期間中ののべ来館者数

目標値：令和 6 年度末 10,000 人以上

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
—	8,338 人	7,609 人	6,915 人	7,637 人

4. 学校図書館における年間一人当たりの平均貸出数

目標値：令和 6 年度末 小学校／年間一人 23 冊以上、中学校／年間一人 9 冊以上

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校(5 校)	—	37.4 冊	32.3 冊	26.1 冊	30.1 冊
中学校(2 校)	—	8.1 冊	16.7 冊	11.9 冊	10.5 冊

第 3 章

子ども読書活動推進のための具体的な方策

1. 国及び県の方針

(1) 国の計画

国は「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的として、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、基本計画を策定し、おおむね 5 年ごとに変更を加えながら、子どもの読書活動を継続的に推進してきました。

その間、読書バリアフリー法の制定や第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」を通じ、子どもの読書環境が整備されつつある一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化して

きました。

このような情勢の変化や第四次基本計画期間における成果・課題等を検証し、令和 5 年 3 月 28 日に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。この計画では次の 4 点を基本方針として施策が進められています。

1. 不読率の低減
2. 多様な子どもたちの読書機会の確保
3. デジタル社会に対応した読書環境の整備
4. 子どもの視点に立った読書活動の推進

(2) 県の計画

令和 5 年 12 月に定められた福岡県の「子ども読書推進計画」(第四次)では、4 つの主な課題を挙げ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進するため、4 つの方策を立てています。

【主な課題】

- ① 依然として高い傾向にある不読率（普段、読書を全くしない子どもの割合）。
- ② インターネットによるサービスの充実や電子媒体による書籍の貸出、児童生徒への「1 人 1 台端末」環境等の活用等、情報化への対応。
- ③ 「福岡県読書バリアフリー推進計画」（令和 5 年 6 月策定）等を踏まえて、障がいのある子どもの読書環境等の一層の整備・充実。
- ④ 多様な子どもたちへの配慮をはじめ、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月策定）を踏まえた県としての対応。

【推進のための方策】

- ・家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- ・施設・設備等の環境の整備・充実
- ・図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- ・子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及

2. 令和 7 年度子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

第 4 次水巻町子ども読書推進計画の策定にあたり、町内の子どもの読書に関する現状を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査対象：町内の小学 6 年生 225 人および中学 3 年生 217 人 合計 442 人

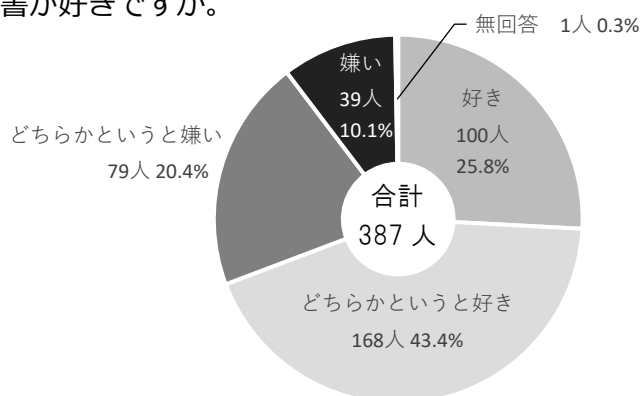
回収数(率):小学 6 年生 203 人(90.2%) 中学 3 年生 184 人(84.8%) 合計 387 人(87.6%)

調査時期：令和 7 年 9 月

問 1. 通っている学校はどこですか。

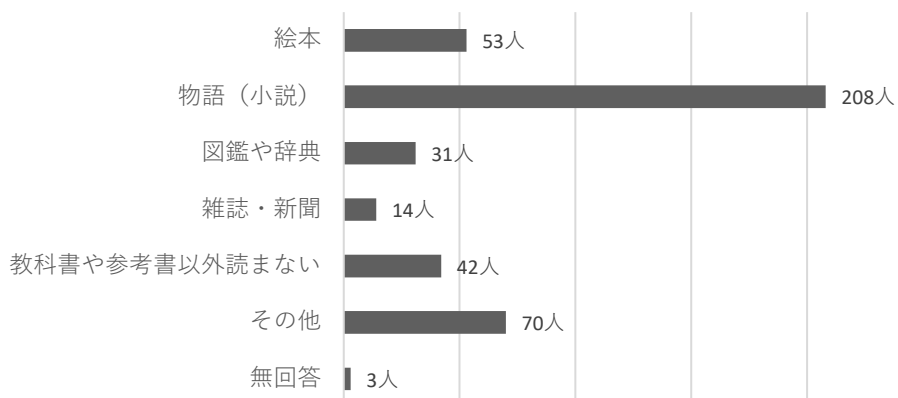
伊左座小	猪熊小	えぶり小	頃末小	吉田小	水巻中	水巻南中	合計
73 人	45 人	28 人	34 人	23 人	88 人	96 人	387 人

問 2. 読書が好きですか。



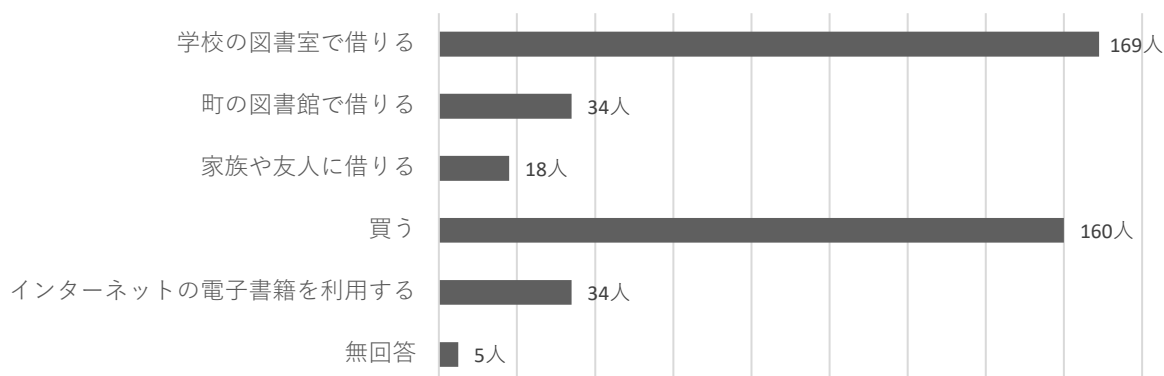
「好き」「どちらかという好き」が約 7 割で、令和 7 年度の「全国学力・学習状況調査」で得られた全国の数値（小学生 69.7%、中学生 61.6%）と同様の結果となっています。

問 3. 教科書や参考書以外でどんなものを読みますか。【複数回答】



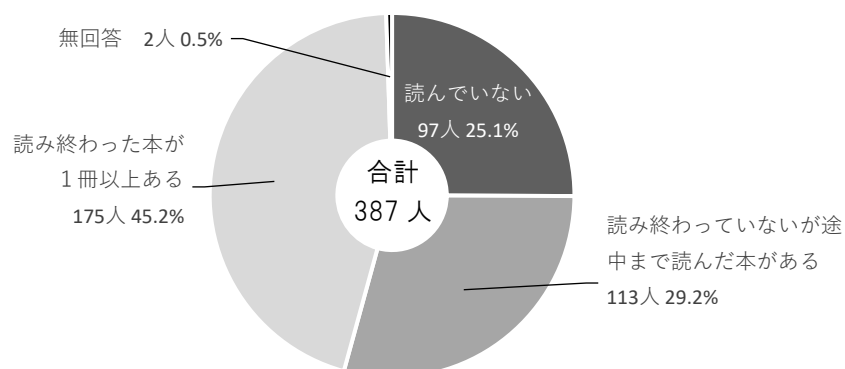
教科書や参考書以外では、「物語（小説）」という回答が多く挙がりました。また、その他は「漫画」という回答がほとんどでした。

問 4. 読む本をどのようにして手に入れますか。【複数回答】



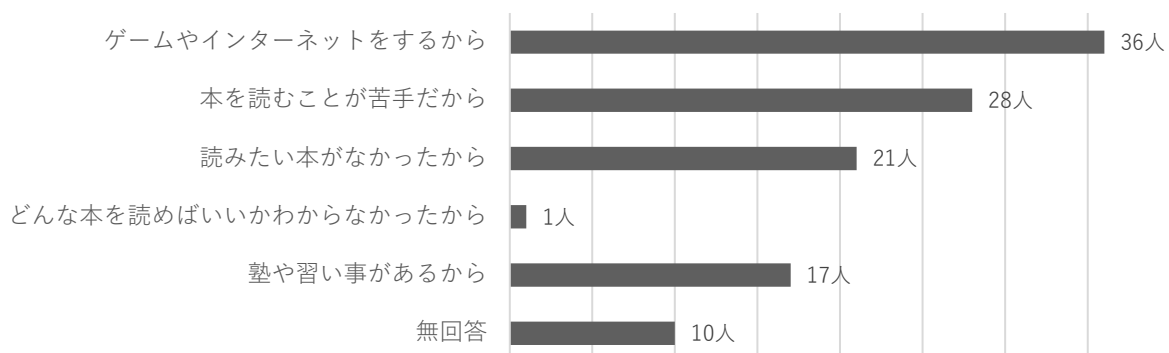
「学校の図書室で借りる」「買う」がほぼ同数ですが、「学校の図書室で借りる」がやや多く、子どもたちにとって、学校図書館は本を入手するための重要な手段となっているといえます。

問 5. 最近 1 か月で教科書や参考書以外に本を読みましたか。



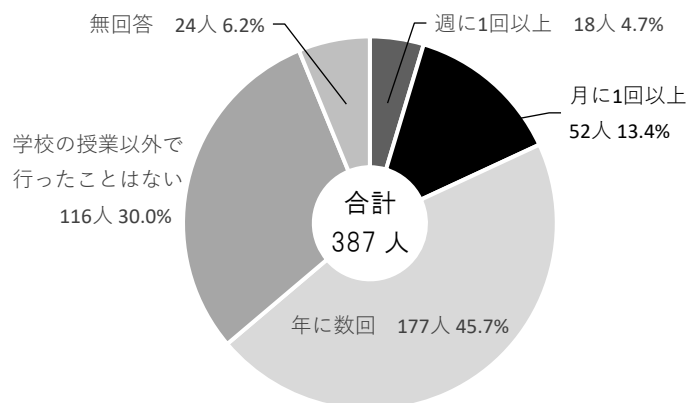
「読み終わった本が1冊以上ある」が約45%いる一方で、最近1か月で教科書や参考書以外に本を読んでいない人が4分の1を占めています。

問 6. 読まなかったのはどうしてですか。 ※読んでいない人のみ回答 【複数回答】



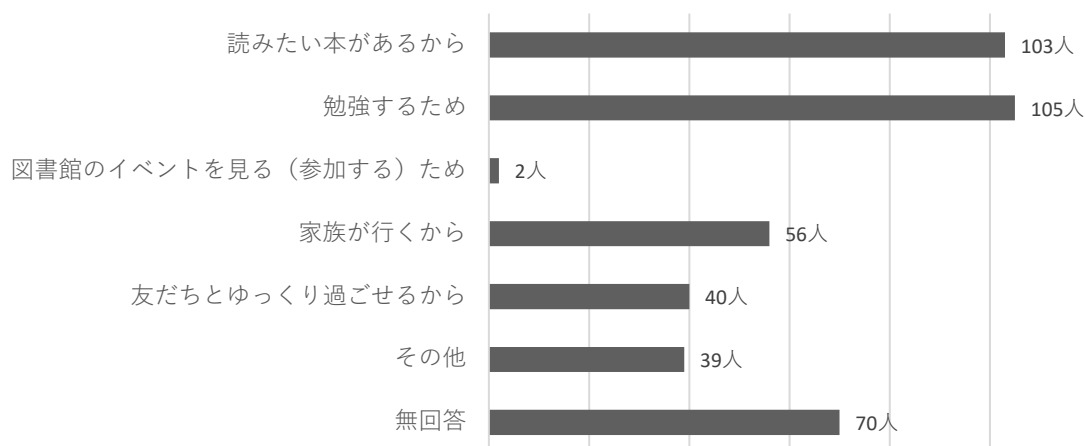
最近1か月で教科書や参考書以外の本を読んでいない理由として、「ゲームやインターネットをする」「本を読むことが苦手」「読みたい本がなかった」などがあがっています。

問7. 学校の授業以外で町の図書館にどのくらい行ったことがありますか。



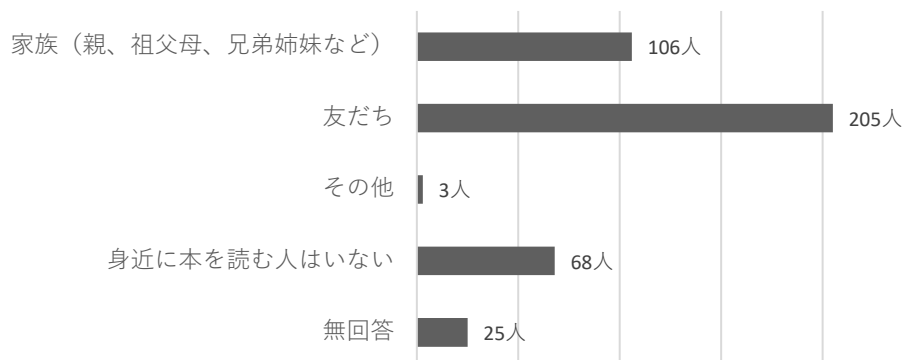
30%が「学校の授業以外で町の図書館に行ったことはない」という回答でした。町の図書館が校区外にある小・中学校の児童生徒は、来館頻度が少ないと考えられます。

問8. 町の図書館に行く理由は何ですか。 【複数回答】



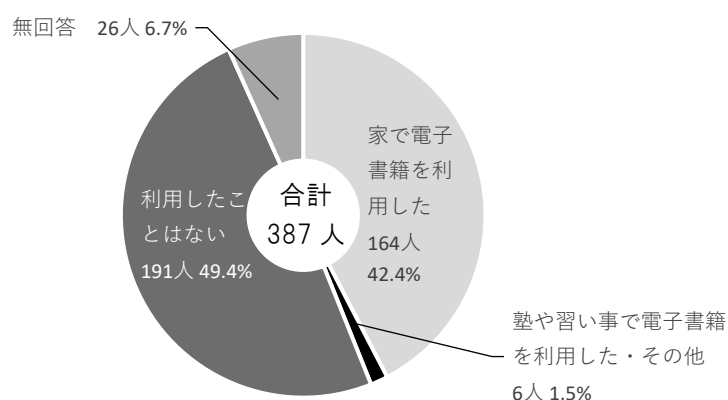
「読みたい本を読む」あるいは「借りるために町の図書館に行く」という人と「勉強のために図書館を利用する」という人が、ほぼ同数でした。その他の中には、「町の図書館に行かない」という回答があがっています。

問 9. 身近によく本を読む人はいますか。 【複数回答】



身近にいるよく本を読む人は「友だち」が最も多く、次いで「家族」がその半分の値となっています。「いない」も一定数あがっています。

問 10. 学校以外でタブレットやスマホで、電子書籍を利用したことがありますか。



「家で利用した」「塾や習い事で利用した」「その他」を合わせると 43.9%となり、40%以上が何らかの機会に電子書籍を利用したことがあったとわかりました。

3. 取り組みの主体別の方策

【家庭・地域】

子どもの読書が習慣化するためには、家庭における読書環境の充実が欠かせません。日頃から家庭内で保護者が本を読んであげたり、一緒に図書館などへ出かけたりするといった、読書を楽しむ状況を作ることが望まれます。また、地域では、よく利用する施設に本が用意されているなど、子どもが身近なところで本に触れることができる環境づくりに努めます。

▶基本方針 2・3

【幼稚園・保育所・こども園】

① 身近に本がある環境づくり

自発的、継続的な読書活動が行えるよう、子どもたちがいつでも好きな絵本に触れられる図書コーナーを設置し、絵本などの充実を図ります。▶基本方針2

② 町立図書館の活用

町立図書館の団体貸出制度や読み聞かせなどを積極的に活用し、子どもの読書活動推進につながるよう努めていきます。また、町立図書館への訪問など行い、多くの絵本に触れ合う機会を作ります。▶基本方針1

③ 家庭への啓発

園だよりなどのほか、保護者会や懇談会など、あらゆる機会を通して「家読の日」の取り組み等について周知を図ります。▶基本方針3

【学校】

① 学校図書館の運営

子どもの読書への関心を高めるため、図書委員等による子どもの学校図書館運営への主体的な参画に取り組みます。▶基本方針1

② 学校図書館の環境整備

子どもの発達段階に応じた配架・レイアウト・紹介の方法等を工夫し、利用しやすい読書環境を作ります。また、各学校の特色を活かしながら、校内における読書活動の拠点としての機能が十分発揮できる整備に努めます。▶基本方針2

③ 町立図書館の活用

町立図書館が実施する学級文庫貸出制度に加え、遠賀郡広域電子図書館を積極的に活用し、子どもの読書活動推進につなげていきます。▶基本方針1

④ 読書の習慣化のための読書指導・読書活動

朝の読書時間や一斉読書時間を設定し、子どもが読書に親しむとともに、その習慣化を図っていきます。さらに読書ボランティアや学校司書による読み聞かせを行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進していきます。▶基本方針1

⑤ 図書資料の充実

子どもたちが興味や関心を持つ図書だけでなく、教科の学習を進めるうえで必要な図書を配架したり、児童生徒、教職員の情報ニーズに対応する資料を充実させたりするなど、学習

センター機能や情報センター機能としての役割が果たせるよう整備を進めます。▶基本方針2

⑥ 司書教諭・学校司書の配置

司書教諭と学校司書が協力し、資料の整備や利用方法の具体的な指導等を行い、学校図書館の有効利用を図っていきます。そのため、司書資格の有無にかかわらず、研修会等への積極的な参加により、その資質向上に努めていきます。▶基本方針2

⑦ 「家読」の啓発

「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」を中心とした読書活動の現状やその大切さについて、図書室だよりをはじめ、あらゆる機会を通して情報発信します。▶基本方針3

⑧ デジタル社会に対応した読書環境の整備

国の「GIGAスクール構想」の進展により整備が進んだICT環境のもと、電子媒体の活用に取り組みます。▶基本方針2

【町立図書館】

① 「家読」の推進

毎月23日の「ノーテレビ・ノーゲーム・家読の日」の啓発に努め、本を介して家族間のコミュニケーションを図る「家族ふれあい読書」（家読）運動を推進します。▶基本方針3

② ブックスタート・セカンドブックの取り組み

絵本を仲立ちとした子どもとのふれあいの時間を共有することを勧めるため、乳幼児検診時に保護者に絵本を贈るブックスタート事業、および、そのフォローアップとなる入学時に本をプレゼントするセカンドブック事業を子どもたちに読書をする楽しさと喜びを知ってもらうための第一歩と位置づけ、今後も継続していきます。▶基本方針1

③ 「お話会」等子ども向け図書館行事の充実

ボランティア等と連携して親子で参加できる魅力的な行事をより多く行うことにより、子どもの読書への興味と関心を向上させる取り組みを行っていきます。▶基本方針3

④ 選定図書リスト等の周知及び情報発信

「おすすめ絵本リスト」などの内容を定期的に見直しながら充実を図り、発達段階に合わせた図書情報を適宜配布することで家庭での読書活動を推進します。また、図書館行事の際だけでなく、子育てに関する催しが行われる際など、あらゆる機会を捉えて、子どもの読書活動について情報発信していきます。▶基本方針1・3

⑤ 団体貸出制度の充実

町内の幼稚園・保育所、小・中学校、放課後児童クラブ等に対して、図書をまとめて貸し出す団体貸出制度の周知に努め、子どもたちが身近な場所でより多くの図書と出会えるよう努めていきます。▶基本方針2

⑥ 地域の施設等における読書環境の整備

図書館で利用しなくなった本（リサイクル本）を町内の公共施設に配架するなどし、子どもの読書環境の拡充を図っていきます。▶基本方針1

⑦ 多様な子どもたちに対する読書機会の確保

0歳から対象となる赤ちゃん向けの絵本をはじめ、小学生から中学生・高校生（ヤングアダルト）向けの本まで幅広い魅力ある蔵書構成を目指します。また、読書に障がいのある子どもたちために、読書バリアフリーを進め、点字絵本や布絵本、LLブック等の充実を図ります。さらに日本語指導を必要とする子どもたち向けに多言語の資料を増やすなど、多様な子どもに対する資料や情報の収集と活用を図ります。▶基本方針2

⑧ 読書ボランティアの活動・人材育成の支援

子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っているボランティア団体との連携・協力体制を強化し、活動の促進と充実、人材育成を支援します。▶基本方針3

⑨ 学校・学校図書館との連携・協力

アンケートの間4からわかるように、学校図書館は、子どもたちが本を入手するための重要な手段となっていることから、図書館が派遣している学校司書等を通じ、学校における児童生徒の読書活動を支援するとともに、図書館見学や職場体験学習等の積極的な受け入れを図ります。▶基本方針3

⑩ デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化を踏まえ、電子図書館の充実と利用促進に努めます。▶基本方針2

— 今後の取り組みについて —

水巻町子ども読書活動推進計画に携わっている関係機関や団体との意見交換を行い、計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後、本計画の推進状況等を把握し、その結果を教育委員会及び、水巻町図書館協議会等に報告し、意見を求めています。

参考資料：子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するようつとめなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次 水巻町子ども読書活動推進計画

発行日 令和8年3月

発 行 水巻町教育委員会

編 集 水巻町図書館・歴史資料館

〒807-0012

福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目18番1号

TEL 093-201-5000 FAX 093-201-0995

<https://library.town.mizumaki.lg.jp/>

